

(新) 水俣条約締結地における情報発信拠点整備事業

15百万円(0百万円)

国立水俣病総合研究センター

1. 事業の必要性・概要

平成25年10月に熊本市、水俣市において開催された外交会議において「水銀に関する水俣条約」が締結され、平成26年8月までに101カ国が署名した。今後、条約の早期発効に向けて我が国がホスト国として関係各国を牽引していく中で、水俣病情報センターは水銀に特化した発信施設として国際的な認知度、注目度が高くなるとともに、水銀条約会議にて石原環境大臣が表明した「MOYAIイニシアチブ」で謳われている「水俣発の発信・交流」における中核施設として機能することが求められている。

このため、今後増加が見込まれる関係各国との共同研究や技術支援における国際的な情報発信施設として利用するとともに、最新の知見・技術を共有するための国際的なシンポジウム等の各種イベントの実施会場として水俣病情報センターを活用していくためには、最新の水銀研究事業等を逐次展示更新でき、来館者の関心も呼ぶことができる展示改修（AR等を活用したIT化）や、ファシリテーターの導入による対人サービスなどを取り入れることで、水銀研究の情報発信拠点としての存在価値を高める必要がある。

以上により、国内外に対して水銀に関する正しい情報を伝えることを通じ、水俣条約早期発効に貢献するとともに、途上国への水銀研究事業に関する技術移転の促進を図る。

2. 事業計画（業務内容）

AR等を活用した展示のIT化推進することで、国立水俣病総合研究センターにおいて日々推進している最先端の水銀研究事業の情報や世界の水銀に関する最新情報を逐次更新できるようするとともに、近年普及の進んでいるスマートフォンやタブレット端末を通じた実感型・体験型のコンテンツを制作することで来館者の関心を呼び、展示内容の印象付けを図る。

また、新たにファシリテーターを導入することで、展示内容の解説や所蔵資料への照会対応等の対人サービスを展開し、より存在価値の高い情報発信拠点となるよう体制を整備する。

3. 施策の効果

情報センターの展示更新、ファシリテーターの導入を通して国内外に対して水銀に関する正しい情報を伝えることで、水俣条約早期発効に貢献するとともに、途上国への水銀研究事業に関する技術移転の促進を図ることができる。

水俣条約締結地における情報発信拠点整備事業

15百万円（0百万円）
支出先：民間団体等

2013年10月
水銀に関する水俣条約
(101ヶ国署名)

MOYAIイニシアチブ
(環境大臣表明)

水銀健康被害や
その対策のための
情報発信

水俣病情報センター



- ①最新の水銀研究事業の展示
- ②ファシリティ機能の導入
- ③歴史的資料のアーカイブ
- ④展示・情報公開のIT化

国内外に対して水銀に関する
正しい情報を伝える！

- ・水俣条約早期発効に貢献
- ・途上国への水銀研究事業に関する技術移転の促進